

目次

【計画編】

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	3
第3節 水防責任等	4
第4節 水防関係機関等組織並びに水防関係機関等に関する規定	4
第5節 安全配慮	5
第6節 水防関係機関等関係図	5
第2章 水防体制	6
第1節 水防事務の処理	6
第2節 水防活動の本部体制	7
第3節 水防隊の構成及び任務分担	9
第3章 水防非常配備計画	9
第1節 職員等の配備基準	11
第2節 消防団水防隊の配備基準	13
第4章 指定河川及び水防区	14
第1節 指定河川等	14
第2節 水防区	15
第3節 主要河川の水防連絡一覧	17
第5章 水防施設	18
第1節 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等	18
第6章 通信連絡	28
第1節 通報経路	28
第2節 各種連絡系統図	30
第7章 予報及び警報とその措置	31
第1節 気象に関する予報及び警報	31
第2節 洪水予報	34
第3節 水防警報	38
第4節 水位情報の通知及び通知	39
第8章 水位等の観測	39
第1節 水防関係機関等による観測	39
第2節 水位観測	39

平成~~22~~26年度以降

鶴岡市水防計画

変更案
(平成26年3月)

鶴岡市

【資料編】

第9章 水防活動	
第1節 巡視及び警戒等	41
第2節 水防隊の出動	42
第3節 水防作業	42
第4節 関係機関等への報告・通報	42
第5節 水防信号及び標識	43
第6節 水防解除	46
第7節 水防てん末報告	46
第10章 住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請	
第1節 住民の水防活動	47
第2節 警察官の掃察業務、河川管理者の協力	47
第3節 警察官の出動要請	47
第4節 他の水防管理団体の応援要請	47
第5節 自衛隊の派遣要請	47
第11章 公用負担	
第1節 公用負担権限	48
第2節 公用負担命令権限証書・公用負担命令書	48
第3節 公用負担命令書	49
第4節 報告	49
第5節 損失補償	49
第12章 避難情報等の提供	
第1節 避難のための立ち退きの指示	50
第2節 避難所の開設及び確保	50
第3節 避難の告知徹底	50
第4節 洪水ハザードマップ作成の推進	50
第13章 浸水想定区域における避難確保のための措置	
第1節 洪水予報等の伝達	51
第2節 避難場所及び避難時要援措置施設	51
第3節 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置	52
第14章 水防訓練	
第1節 水防訓練	57
第2節 水防訓練実施報告	57
第15章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所指定基準	58
第2節 重要水防箇所	60

1. 避難場所	61
2. 災害時要援措置施設	66
3. 重要水防箇所	70

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）以下「法」という。）第4条の規定による指定水防管理団体として、法第32条の規定に基づき山形県水防計画に応じた市の水防計画を定め、管轄する区域の洪水、浸水又は高潮による水災を警戒し、防除を断し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

【計画編】

用語	定義	本計画	法の基準
(1) 水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	鶴岡市	法第2条第1項
(2) 指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものという。	鶴岡市	法第4条
(3) 水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合の管理若しくは水害予防組合の管理者をいう。	鶴岡市長	法第2条第2項
(4) 消防機関の長	消防本部を置く市町村においては消防長を、消防本部を置かない市町村においては消防団の長をいう。	鶴岡市消防長	法第2条第4項
(5) 水防協力団体	特定非営利団体である、消防本部等が水防活動に協力をし、水防に關する情報提供等及び水防管理事務の遂行に協力し、水防に關する業務を適正かつ迅速に行うこととすることを認められた法人その他の法人でない団体であつて、業務上の所在型、資本金の算出、代表者の選任方法、議会の運営、会計に關する事項その他当該団体の組織及び運営に關する事項を内容とする契約その他のこれに準ずるものを含む者として水防管理者が指定した団体をいう。		法第36条第1項

用語	定義	本計画	法の基準
(6) 水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水、速達又は高潮によって災害が起るおそれがあること認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	赤川、内川、大田川	法第2条第1項、法第16条第1項
(7) 水防警報（水防警報）	水防警報が発せられたとき、水防警報発令者が水防警報及び消防機関を起動させる又は出動の準備をさせるために行う発表をいう。	赤川、内川、大田川	法第2条第1項、法第16条第1項
(8) 洪水予報	1 国が機関が行う洪水予報 気象庁長官が気象等の状況により洪水、速達又は高潮のおそれがあるとき、その旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川、第14及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は減量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。 2 県が行う洪水予報 知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の河川面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は減量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。	1 河川 赤川、内川、大田川 2 河川 大田川	法第10条第1項、第2項、法第14条第1項及び気象庁法第13条、第14条の2
(9) 水位周知河川（水位情報周知河川）	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。 流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時期余裕がない河川であつて、河川の水位が避難判断水位（水防法第14条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水警戒区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川、国土交通大臣及び知事が指定する。	赤川、森島川、内川、大田川 京田川、渡尾川、藤島川、青龍寺川、赤川、内川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第16条、法第13条

用語	定義	本計画	法の基準
(11) 水防団待機水位（警戒水位）	水防団が出動のために待機する水位。	赤川、森島川、青龍寺川、内川、大田川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第17条
(12) はん蓋注意水位（警戒水位）	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民にはん蓋に関する情報への注意喚起及び水防団の出動の目安となる水位。	赤川、森島川、青龍寺川、内川、大田川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第17条
(13) 避難判断水位（特別警戒水位）	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位。	赤川、森島川、青龍寺川、内川、大田川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第13条
(14) はん蓋危険水位（危険水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるとおそれられるおそれがある水位。	赤川、森島川、青龍寺川、内川、大田川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第13条
(15) 水防団待機水位（警戒水位）	水防団が出動のために待機する水位。	赤川、森島川、青龍寺川、内川、大田川、赤川、五十川、温海川、庄内小国川、畠ヶ岡川、三瀬川、倉沢川	法第17条

第3節 水防責任等

1 市（水防管理団体）の責任

市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）具体的には、主に次のような重要事項を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公営送迎施設（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の整備（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条）
- ⑤ 浸水警戒区域における出稼かたの迅速な運搬の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

⑥ 水防団及び消防団の出動準備又は出動（法第17条）

⑦ 警戒区域の指定（法第21条）

⑧ 警備官の検閲の要求（法第22条）

⑨ 他のものである市長又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

⑩ 浸水警戒区域の通知、決壊後の措置（法第25条、第26条）

⑪ 公営送迎（法第28条）

⑫ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

⑬ 水防団員の装備（法第32条の2）

⑭ 水防団員の配置及び要員の公表（法第33条第1項、第3項）

⑮ 水防団員団体の指定・公表（法第35条）

第2章 水防体制

第1節 水防事務の処理

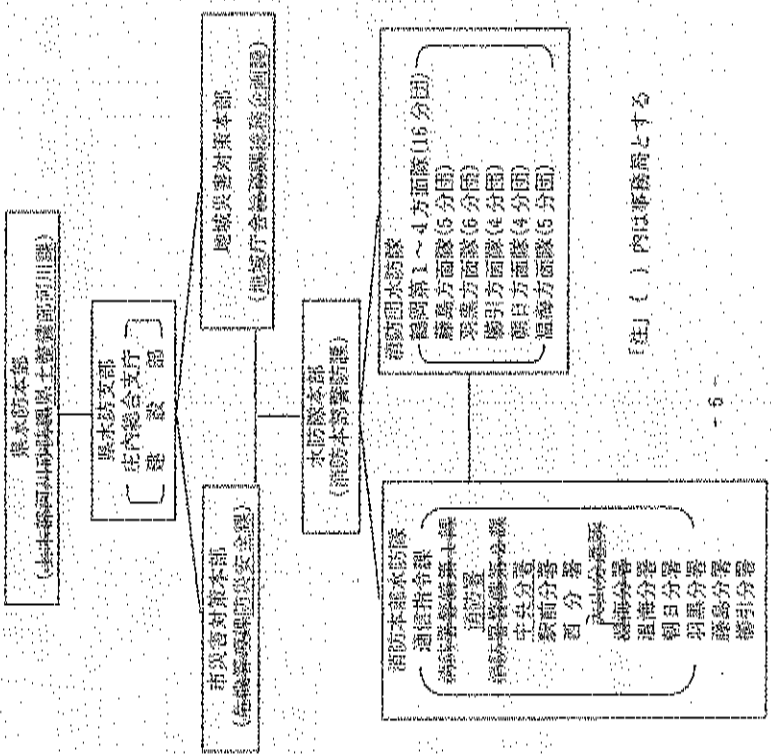
水防管理者は、洪水・浸透・高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに起因する被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要と認められるときは、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。事務については、連立、山形県及び関係機関、河川管理者等と連絡を図るものとする。

なお、水防事務は、市民部総務課等河川防災安全課及び地産行倉経産課産産企画課がこれを行い、水防事務を処理するに当たっては、水防隊本部及び関係部局と連絡を図るものとする。

第2節 水防活動の本部体制

水防管理者は、重大な洪水被害等について大規模な水防活動が必要であると認められたときからその危険が除去するまでの間、必要があるとき、水防活動を実施し、総合調整を行う水防警報は、鶴岡市地域防災計画（県水害重害対策第1章第18節「水防活動」）に基づき体制によるものとする。

【水防組織図】

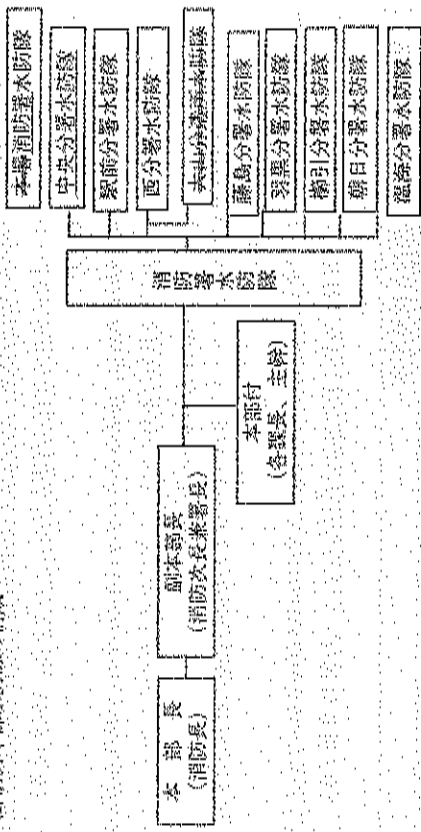


【注】() 内は事務局とする

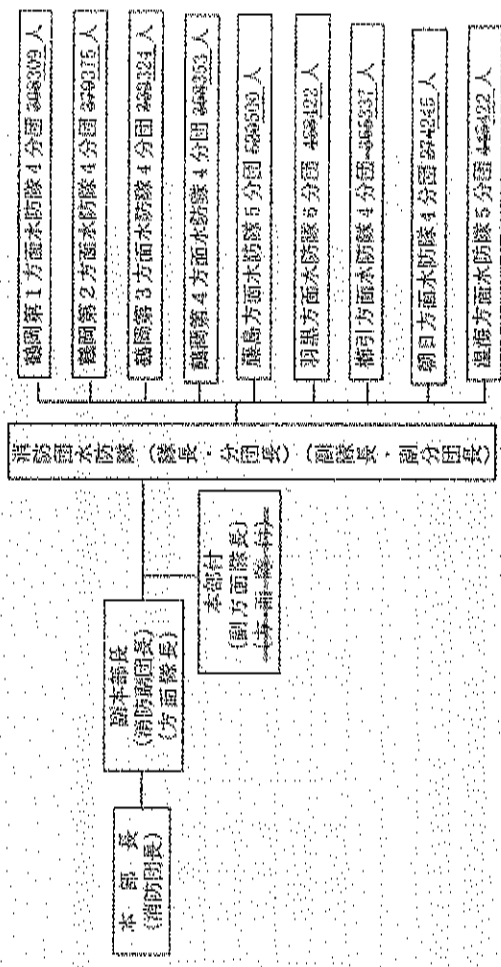
第3節 水防隊の構成及び任務分担

- 1 河川巡視等の情報連絡、水防作業等の実施活動等を行うために水防隊本部を設置する。
- 2 水防隊には、消防本部及び消防団の組織をもってこれに充てる。
- 3 水防隊本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 消防本部水防隊の構成



(2) 消防団水防隊の構成



4 水防隊本部の任務分担は、次によるものとする。

- (1) 河川・海岸の巡視、水位の観測並びに情報連絡に関すること。
- (2) 水防区域及び危険箇所を警戒並びに情報連絡に関すること。
- (3) 地区住民への警報、情報、避難の広報等に関すること。

第6章 水防隊の体制

第1節 職員等の配備基準

洪水等の警戒・巡視及び水防活動等に遅滞なく遂行するため、鶴岡市地域防災計画（洪水登・留滞対策規程第9章第1.8節「水防活動」）に定める動員の体制区分により、職員は、所定の場所に参加するものとする。

第2節 消防団水防隊の配備基準

区分	配備内容	配備時期
準備体制	消防団水防隊は、地区防所又は自宅にそれぞれ待機し、情報収集等を行う体制とする。	1 鶴岡市に次の注意報のいずれかが発表され、水防管理者が必要と認めるとき。 (1) 洪水注意報 (2) 津波注意報 (3) 高潮注意報 2 その他、必要により水防管理者が配備を指示したとき。
注意体制	消防団水防隊は、適宜な人員をもって地区防所に待機し、水防資機材の確認等を行い、出動に備える体制とする。	1 鶴岡市に大雨、洪水、津波、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合、又は予報地点の阿川の水位が水防団待機水位を越え、はん濫待機水位に達する恐れのある場合。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指示したとき。
警戒体制	相当数の人員をもって出動、警戒にあたり、水防の事態が生じた場合、そのまま活動できる体制とする。	1 鶴岡市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 津波警報 (4) 高潮警報 2 水防警報が発表されたとき。 3 その他、必要により水防管理者が配備を指示したとき。

- (4) 水防資機材の調達に努めること。
 - (5) 水防作業の実施に関すること。
 - (6) 水害及び水防活動の状況、現場調査に関すること。
 - (7) その他、特に命ぜられた事項。
- 5 水防隊本部の事務は、消防本部管理課において行う。

第4章 指定河川及び水防区

第1節 指定河川等

市の指定河川等は、次のとおりである。

1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）

河川名	区	域	延長 (m)
赤川	左岸	自 鶴岡市熊出字南原 95 番の内 5 地先 至 滝	33,016
	右岸	自 鶴岡市中野新田字辻敷 7 番地先 至 滝	
内川	左岸	自 鶴岡市大笠寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	2,000
	右岸	自 鶴岡市大笠寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	

2 国土交通大臣指定河川（水防警報河川）法第16条第1項）

河川名	区	域	延長 (m)
赤川	左岸	自 鶴岡市熊出字南原 95 番の内 5 地先 至 滝	33,016
	右岸	自 鶴岡市中野新田字辻敷 7 番地先 至 滝	
内川	左岸	自 鶴岡市大笠寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	2,000
	右岸	自 鶴岡市大笠寺町 7 番の 85 地先の国道橋下流端 至 赤川合流点	

3 県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第11条第1項）

河川名	区	域	延長 (m)
大田川	左岸	自 鶴岡市坂野下字坂下 26 番地先 至 酒田市庄内新田字道東 34 番地先	24,850
	右岸	自 鶴岡市東目字河倉 109 番地先 至 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼 133 番地先	

4 県知事指定河川（水防警報河川）法第16条第1項）

河川名	区	域	延長 (m)
大田川	左岸	自 鶴岡市坂野下字坂下 26 番地先 至 酒田市庄内新田字道東 34 番地先	24,850
	右岸	自 鶴岡市東目字河倉 109 番地先 至 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼 133 番地先	

区分	配 備 内 容	配備時期
非常体制	<p>各地区の水防隊全員をもって対応に当たり水防活動を行う体制とする。</p> <p>1 鶴岡市に次の特別警報が発表されたとき (1) 大津波警報 (2) 大雨特別警報 (3) 直撃特別警報</p> <p>4-2 その他の市の全隊にわたって水害が発生する恐れがある場合、又は全城でなくともその被害が甚大と予想される場合において水防管理者が配備を指示したとき。</p> <p>4-3 市の全隊に予想されない重大な災害が発生したとき。</p>	<p>配備時期</p>

地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて体制をとる。

5 県知事指定河川【(水位情報簡知河川) 水防法第13条第2項】

河川名	区 域	延長 (m)
揚 尻 川	左岸 自 鶴岡市森片字前田100番の1地先 至 大山川への合流点	5,000
	右岸 自 鶴岡市森片字前田79番地の1地先 至 大山川への合流点	
藤 島 川	左岸 自 鶴岡市羽野町代字沼増和田地先 至 京田川合流点	32,500
	右岸 自 鶴岡市京田川合流点 至 京田川合流点	
京 田 川	左岸 自 鶴岡市羽野町代字東蓮田園有林森園事業区43区 至 小坂地先	33,088
	右岸 自 鶴岡市京田川合流点 至 京田川合流点	
新 龍 寺 川	左岸 自 鶴岡市藤野町代字藤野1番地の12番地先 至 赤川合流点	19,300
	右岸 自 鶴岡市藤野町代字藤野1番地の12番地の1地先 至 赤川合流点	
黒 瀬 川	左岸 自 鶴岡市下山添字一里塚180地先の丸岡方水踏合流点 至 鶴岡市大至寺町7番の65地先の河通橋下流端	9,300
	右岸 自 鶴岡市内外島字古川の丸岡放水踏合流点 至 鶴岡市大至寺町7番の85地先の河通橋下流端	
赤 川	左岸 自 鶴岡市荒沢字野籠145番地先 至 鶴岡市南藤田字南段95番の内5地先	16,900
	右岸 自 鶴岡市荒沢字岩屋平12番地先 至 鶴岡市中野新田字枝堂7番地先	
五 十 川	左岸 自 鶴岡市菅の代字川内23番地先 至 河口	16,700
	右岸 自 鶴岡市菅の代字沢口2番地先 至 河口	
温 海 川	左岸 自 鶴岡市一穂字松之本102番の2地先 至 河口	10,900
	右岸 自 鶴岡市一穂字布高56番の20地先 至 河口	
庄 内 小 国 川	左岸 自 鶴岡市越沢寺聖台50番の1地先 至 河口	21,600
	右岸 自 鶴岡市越沢寺聖台49番地先 至 河口	

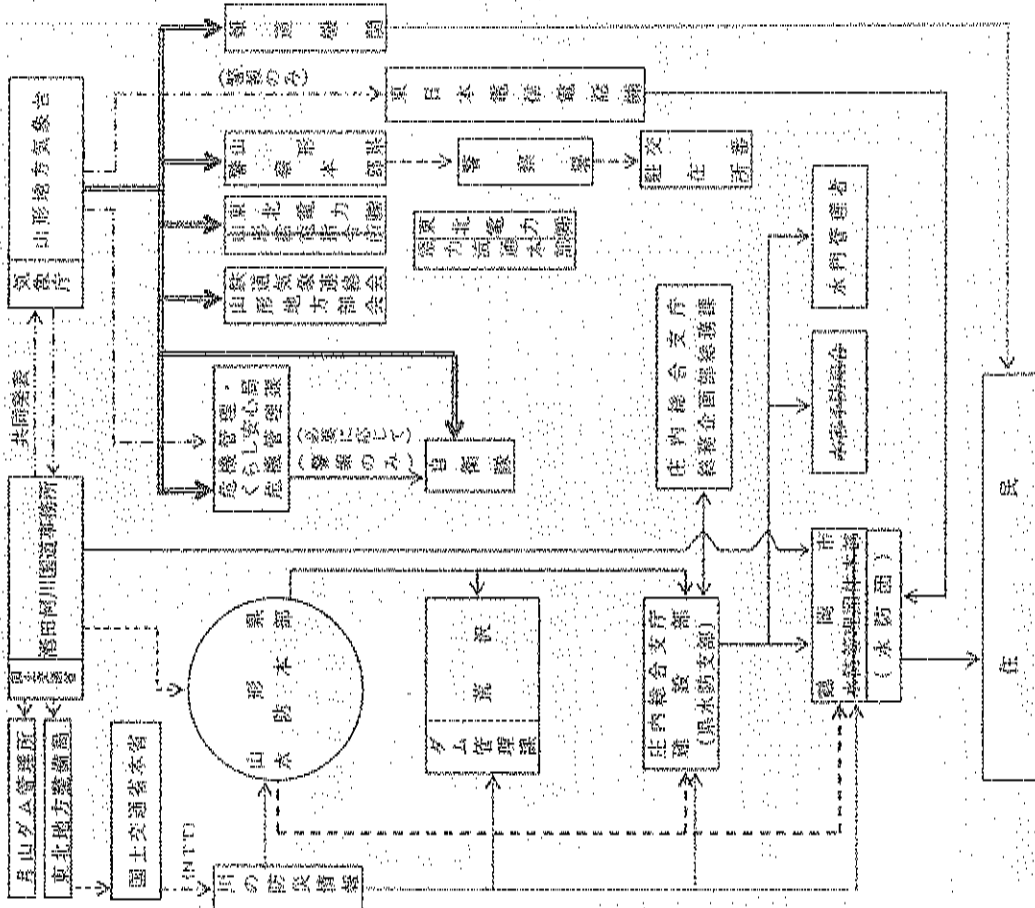
河川名	区 域	延長 (m)
飯 ヶ 岡 川	左岸 自 鶴岡市藤川字向92番地先 至 河口	15,700
	右岸 自 鶴岡市藤川字向90番地先 (入山橋) 至 河口	
三 徳 川	左岸 自 鶴岡市三瀬字藤倉18番の1地先 至 河口	4,031
	右岸 自 鶴岡市三瀬字藤倉18番の3地先 至 河口	
倉 沢 川	左岸 自 鶴岡市倉沢字中向104番地先 至 赤川合流点	5,000
	右岸 自 鶴岡市倉沢字藤野田4番地先 至 赤川合流点	

第2節 水防区

気象情報、水位並びに雨量等の通知が迅速確実に連絡され、また、水防員の応援、指導、水防資材の搬送、輸送等の活動を容易ならしめるため水防区を設ける。

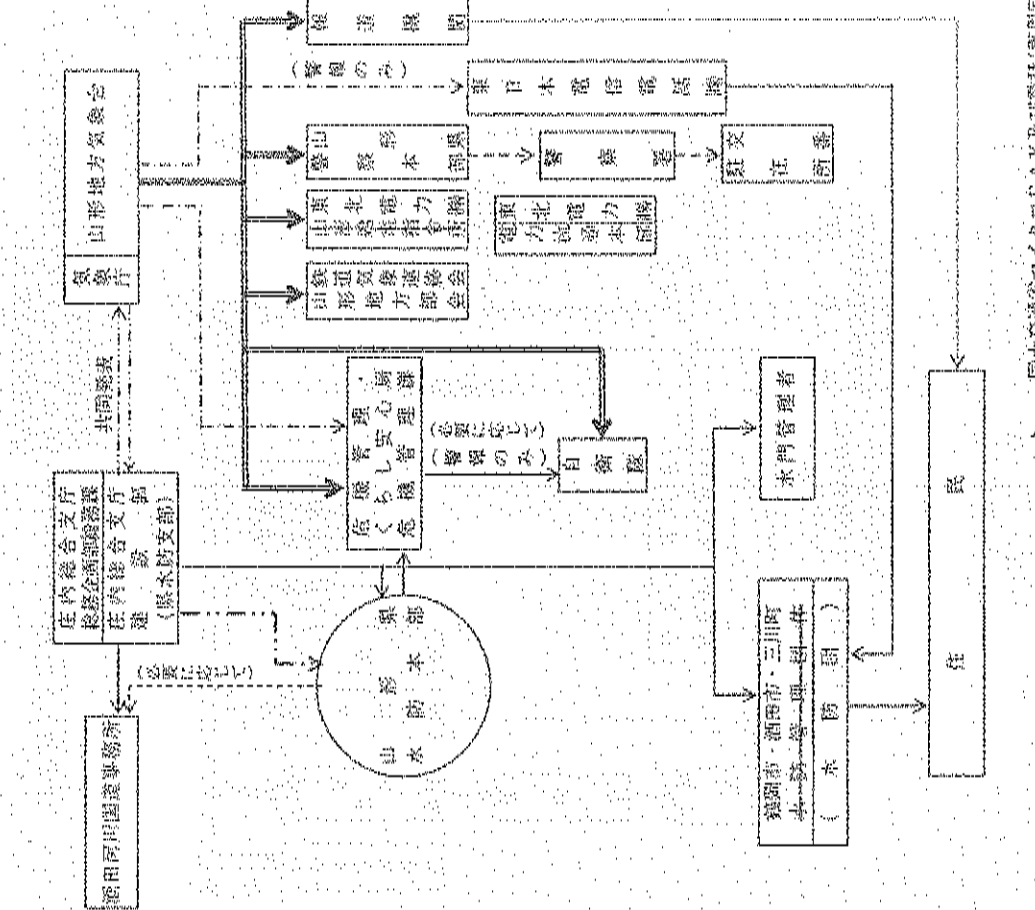
水防区	水防区所在地	電 話	県防実行政 無線 (電鈴)	水 防 担 当 区 域 (主な河川及び海岸)
県庄内支那	庄内総合支庁 (総務課)	60-4791	6870-120	鶴岡市、酒田南及び夏田川
	庄内総合支庁 (河川砂防課)	56-5613	6870-130	鶴岡市、酒田南及び夏田川 鶴岡市一円
鶴岡水防区	鶴岡市役所	25-2111	7730-801	鶴岡市一円 (赤川、大山川、
	藤島庁舎	64-2111	7734-501	内川、青龍寺川、藤島川、
	羽黒庁舎	62-2111	7735-501	東田川、温海川、五十川、
	楯引庁舎	57-2111	7736-101	庄内小国川、銀ヶ岡川、鶴
三川水防区	鶴日庁舎	53-2111	7738-101	岡海岸、温海海岸
	雁渡庁舎	43-2111	7739-101	三川町一円 (赤川、大山川、
	三川町役場	66-3111	7737-101	藤島川、青龍寺川)
酒田水防区	酒田市役所	22-5111	7731-101	酒田市一円 (最上川、B向
	八幡総合支庁	64-3111	7741-101	川、赤川、大山川、赤田川、
	松山総合支庁	62-2611	7742-901	新井田川、相沢川、伊沢川、
	平田総合支庁	52-3111	7743-501	荒瀬川、酒田海岸)

(3) 赤川水系洪水予報 (はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫緊急情報) 連絡系統図



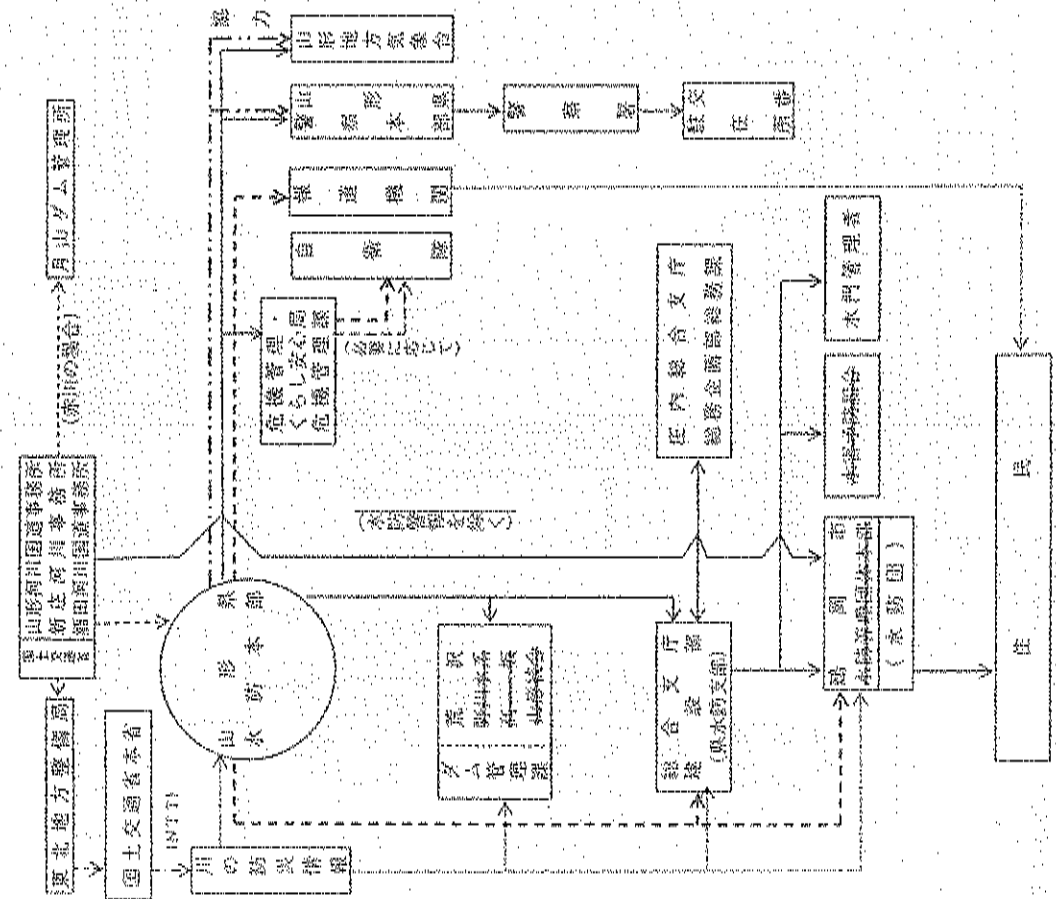
- > 国土交通省マイクログロブFAX及び電話(専用回線)
- > 防災情報提供システム(専用回線)
- > FAX及び電話 (NTT一般回線)
- > 県防災行政無線FAX(専用回線)
- > 放送機
- > 気象情報伝送処理システム(専用回線)
- > 情報処理システム(専用回線)
- > FAX及び電話 (NTT専用回線)

(4) 大田川洪水予報 (はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫緊急情報) 連絡系統図



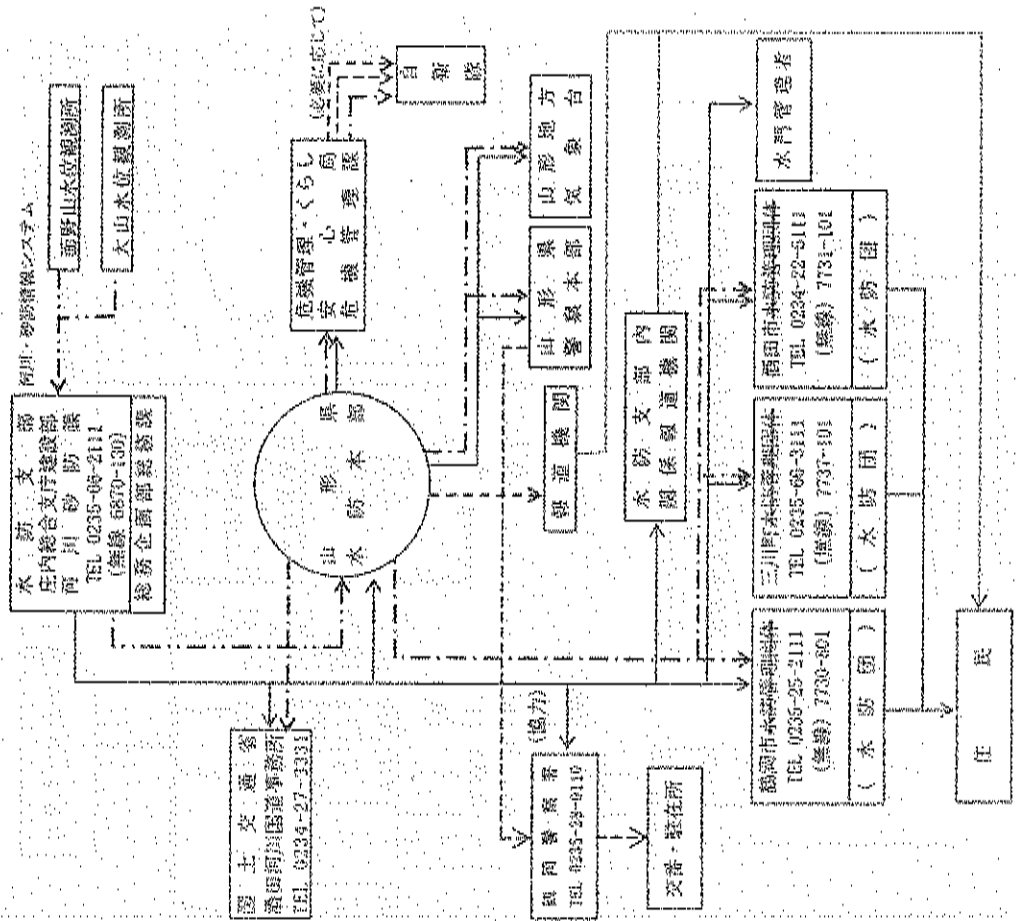
- > 国土交通省マイクログロブFAX及び電話(専用回線)
- > 防災情報提供システム(専用回線)
- > FAX及び電話 (NTT一般回線)又は電子メール
- > 県防災行政無線FAX(専用回線)
- > 放送機
- > 気象情報伝送処理システム(専用回線)
- > 河川・砂防情報システム(専用回線)
- > FAX及び電話 (NTT専用回線)

(5) 赤川及び内川水防警報並びにはん整警報情報等(避難判別水位(水防法第13条で規定される判別警戒水位)到達情報等)情報連絡系統図



- 国土交通省マイクロFAX及び電話(専用回線)
- 電話(NTT一般回線)
- 県防災行政無線FAX(専用回線)
- 放送類
- 専用回線
- NTT FAX
- 県防災行政無線電話(専用回線)

(6) 大山水防警報連絡系統図



- FAX及び電話 (NTT一般回線)
- 県防災行政無線FAX (専用回線)
- 放送類
- 赤川・砂防情報システム: 防災情報システム経由 (専用回線)
- 河川・砂防情報システム (専用回線)
- 県防災行政無線電話 (専用回線)
- FAX及び電話 (NTT専用回線)

(3) 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防田の足留を行うもの。	本庄より河川水位が急激に上昇し、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき。
準備	水防資器材の準備が済んだ水防田の準備の準備、水防資器材の準備等に対するもの。	本庄より河川水位が急激に上昇し、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき。
出動	出動の準備が済んだ水防田の準備の準備、水防資器材の準備等に対するもの。	本庄より河川水位が急激に上昇し、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき、堤防・法堤・堤防の危険な状態に陥るおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。
情報	水位の上昇・停滞・急激な水位の上昇・停滞、その他の水防活動上必要な状況を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。

但し、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

所名	水位観測所	種類	準備	出動	解除	情報
河川	赤川	警戒	水防田待機 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。
		出動	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。
		解除	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。
内川	赤川	警戒	水防田待機 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。
		出動	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。
		解除	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。	はん濫に注意 水位(2.00m)に達し、はん濫に注意する。

(5) 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	水防責任者	通報担当者	受報担当者	受報場所	連絡方法	受報者
赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	無線電話 赤川町内電話	赤川町 赤川 023-830-2811~2825
内川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	無線電話 赤川町内電話	赤川町 赤川 023-830-2811~2825

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水防責任者	水防警報河川及びその区域		備考
		水防責任者	区域	
赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川
内川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川	赤川町 赤川

(7) 発表形式

河川名	警報	発表形式	発表日時	発表場所
赤川	警戒	無線電話	24時間	赤川町 赤川
	出動	無線電話	24時間	赤川町 赤川
	解除	無線電話	24時間	赤川町 赤川

2 知事の発する水防警報(水防法第16条)

(1) 水防警報の発令とする河川の水位観測所

所名	河川名	水位観測所	河川又は合流点の距離(km)	はん濫注意水位(警戒水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	はん濫注意水位(警戒水位)
赤川	赤川	赤川	12.5	3.10	3.90	4.70
		赤川	1.4	2.90	3.70	4.50
		赤川	1.4	2.90	3.70	4.50

(2) 水防警報発表者(知事)

赤川町長(庄内総合支庁建設部長、庄内総合支庁建設部長)

河川名	水 位 観測所	遡上距離	遡上距離	観測方法	備考
内川 (新内川)	内川	上	上	上	
赤川	赤川	上	上	上	
五十川	五十川	上	上	上	
黒川	黒川	上	上	上	
内小川	内小川	上	上	上	
風ヶ野川	風ヶ野川	上	上	上	
三荒川	三荒川	上	上	上	
倉敷川	倉敷川	上	上	上	

(2) 遡上距離断水点 (水新法第13条で規定される特別警戒水点) 設定河川及びその区間

河川名	水 位 観測所	遡上距離	遡上距離	観測方法		備考
				左岸	右岸	
横流川	横流川	左岸	右岸	上	上	
藤島川	藤島川	左岸	右岸	上	上	
宮田川	宮田川	左岸	右岸	上	上	
東田川	東田川	左岸	右岸	上	上	
菅野川	菅野川	左岸	右岸	上	上	
黒川	黒川	左岸	右岸	上	上	
内川 (新内川)	内川	左岸	右岸	上	上	

河川名	水 位 観測所	遡上距離	遡上距離	観測方法		備考
				左岸	右岸	
赤川	赤川	左岸	右岸	上	上	
五十川	五十川	左岸	右岸	上	上	
黒川	黒川	左岸	右岸	上	上	
内小川	内小川	左岸	右岸	上	上	
東田川	東田川	左岸	右岸	上	上	
菅野川	菅野川	左岸	右岸	上	上	
黒川	黒川	左岸	右岸	上	上	
内川 (新内川)	内川	左岸	右岸	上	上	

3 港湾及び漁港の類別

地方港湾	県管理漁港	市管理漁港
加茂港、前ヶ岡港	由良漁港、小波越漁港、堅若沢漁港、米子漁港	神戸漁港、三瀬漁港、鈴鹿港、群芳漁港、瀬福漁港、大岩川漁港、小岩川漁港、早田漁港

第9章 水防活動

第1節 巡視及び警戒等

1 巡視

水防管理者又は水防隊長及び消防隊長（以下「水防隊本部員」という。）は、常に気象情報に注意し、はん濫警戒注意情報が出た場合、その他高潮等のおそれがあると認めるときは、はん濫警戒情報に対し、区域内の河川、港湾、海岸堤防等を巡回警戒するよう指示する中、はん濫警戒情報に基づき、水防活動に必要と認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川、港湾、海岸堤防等とともに、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川、港湾、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（本防法第9条）

2 警戒

担当水防隊は、水防警戒が緊急な場合、現在工事中の箇所及び、重要水防箇所、既在災害箇所及びその他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に発見し異常を発見した場合は、直ちに水防隊本部員又は水防隊長に報告するものとする。

- (1) 堤防斜面居住地側（裏法）の崩水又は鉋水による亀裂及び欠け崩れ、
- (2) 堤防斜面川側（表法）で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ、
- (3) 堤防の上面（表端）の亀裂又は沈下、
- (4) 堤防から水があふれる状況、
- (5) 洪水・取水門の両袖又は総部よりの洪水と扉の締め具合、
- (6) 橋梁その他の構造物との取付部の異常。

なお、地震による堤防の洪水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて対応するものとする。

3 報告及び水防作業

水防管理者又は水防隊本部員は、危険と認められる箇所の報告を受けたときは、直ちに原本防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

1 火災・漏水等の通報

水防に際し、岩防、ダムその他の施設が決壊した場合、又は漏水、漏水若しくは異常な漏水が発生した場合、水防管理団、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに之の直を向川、支流、湖沼、湖沼防範等の管理官、山形県水防支団（庄内総合支庁建設部）及び任意の方面の陸揚水防管理団等に通報するものとする。（法第25条）

また、水防管理団は、左の場合重々に山形県水防支団（庄内総合支庁建設部）に報告するものとする。

- (1) 堤防等に異常を察見したとき及びこれに対する措置
- (2) 水防団が出動したとき
- (3) 水防団が警戒したとき

2 異常発生時の処理

堤防、湖池、堰門又は舟着し等が決壊した場合、又は漏水、漏水若しくは異常な漏水が発生した場合、水防管理団、水防団長、消防機関の長又は、出発を限り緊急の増大を防止するよう緊急に警戒しなければならない。（法第26条）

この場合、水防管理団は、直ちに次の措置を講じなければならない。

(1) 緊急に警戒するに立ち及ぶべきの種別及び緊急連絡等（水防団番号、119等の緊急連絡）

(2) 運用、準備、沿岸防範等の管理官、山形県水防支団（庄内総合支庁建設部）及び任意の方面の陸揚水防管理団等並びに警察官に通報しなければならない。

第5節 水防信号及び標識

1 水防信号

而は、系が定められた水防信号を一般に周知させるための措置を講じなければならない。

- (1) 第1信号 はん港注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

なお、地籍による堤防の漏水、低下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を次の方法によりて発信する。

警 告 信 号		サイレン信号	
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	休止 休止	休止 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約15秒 約15秒 約15秒	休止 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約6秒 約6秒 約6秒	休止 休止
第4信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○	約10秒 約10秒 約10秒	約5秒 約5秒 約5秒

第2節 水防隊の出動

1 警戒配置

水防管理団又は水防隊本部は、「第3章水防非常配備計画」に定める警備体制に適合したとき、必要に、種別水防隊に出動命令を発令し水防活動に従事させるものとする。

2 出動の区画・区分

出動の区画、区分、時限及び時機等の具体的事項は、水防管理団又は水防隊本部がこれを指示する。

3 水防隊隊長の指揮

担当水防隊長は、水防管理団又は水防隊本部より発せられた出動の命令がない場合でも、その担当区画内に水害の発生するおそれがあると認めるときは、必要な隊員を招集して警戒して知らせ又は時機を命じ、その他水防資料の点検準備をするなど機宜の措置をとり、その状況を水防隊本部に報告しなければならない。

第3節 水防作業

1 巡回等

出動した水防隊は、担当水防区域の監視及び警戒を厳しし、既往の被害箇所等の世帯に重要な箇所を中心に巡回し、異常箇所を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに状況を水防隊本部に報告するものとする。

2 現場の統制

水防作業は、指揮者の指示に従い、標準統制ある団体行動の下に資材、器材を活用し迅速効果に行わなければならない。

第4節 関係機関等への報告・通報決達・漏水等の通報及び災害発生時の処理

1 山形県水防支団への報告

水防管理団本部は、次の場合直ちに山形県水防支団（庄内総合支庁建設部）に報告するものとする。

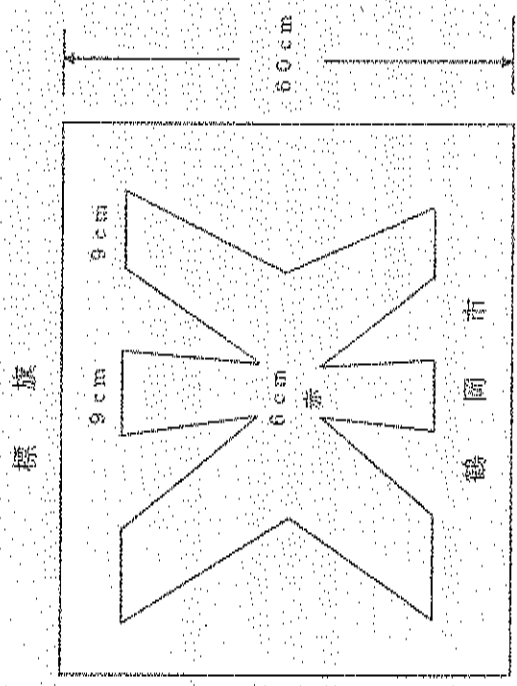
- (1) 堤防等に異常を察見したとき、及びこれに対する措置
- (2) 水防隊が出動したとき
- (3) 水防隊が警戒したとき
- (4) 水防隊が出動したとき
- (5) 水防隊が警戒したとき

2 堤防等の危険状態の発生に際しての措置

堤防等の危険状態の発生に際しては、標準統制ある団体行動の下に資材、器材を活用し迅速効果的に警戒し、状況を水防隊本部に報告するものとする。

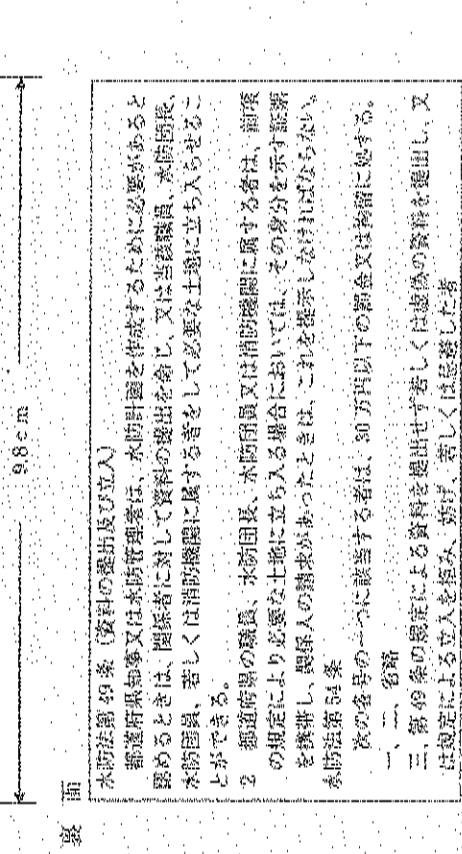
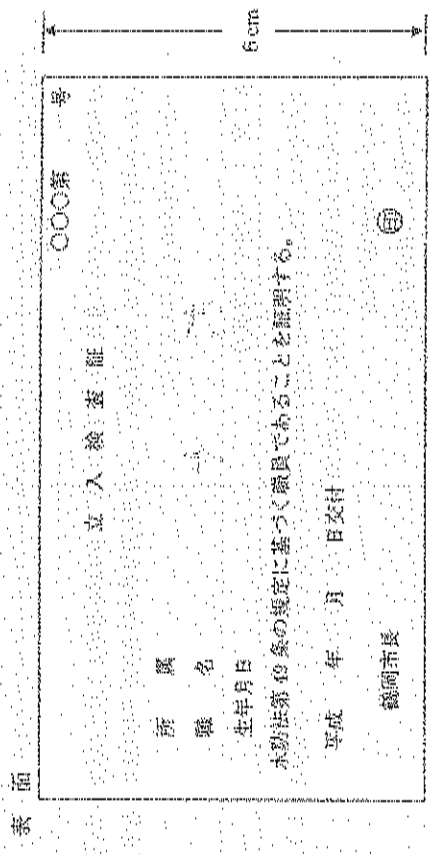
警 報 信 号	サイレン信号
第4部号	乱打
備 考	○(1分) (約5秒) ○(1分)
備 考	1 符号は、高度の時間継続すること。 2 必要があれば警報信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去つたときも警報は、口頭伝達により周知させるものとする。

2 優先通行標識
 水防法第49条に規定する正面の標識は、次の図のとおりとする。(昭和24.9.5 警告示336号)

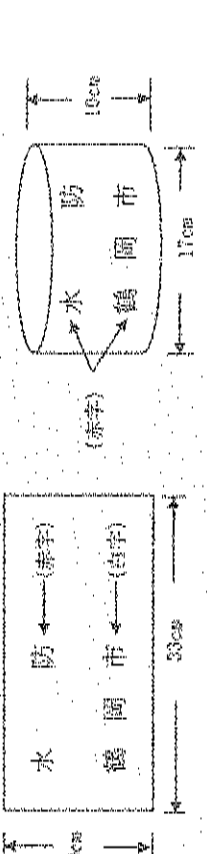


3 身分証明
 水防法第49条の規定により、必要な土地に立ち入る場合は身分証明を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

- ※備考
 本証を携帯する者は、次の規則を遵守しなければならない。
 (1) 本証は、水防法第49条第2項による土地立入証である。
 (2) 記名以外の者の使用を禁ずる。
 (3) 本証の身分を失ったときも本証は、速やかに本証を返還する。
 (4) 本証記載事項に異動があったときも本証は、速やかに改正を受けること。
 (5) 本証の有効期限は、交付の日より1ヶ月とする。



4 配草
 本証裏面として現場におもむく職員(消防職員を除く。)は、下記の配草をつけるものとす



第11章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防のため、緊急の必要があるとき緊急は、水防管理者、消防長又は消防団長は、水防法第28条の規定に基づき水防の理想において必要な土地を一時使用し、土石、竹材その他の資材を使用し若しくは収用し、車両等運搬具その他の運搬用機器若しくは器具を使用し、又は工作物その他の設置物を処分することができる。

第2節 公用負担命令権限設置・公用負担命令書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防長又は消防団長であつて、その処分を第三者に侵害し又はその責任を受けた者は、次の権限書公用負担命令権限書を発行し必要があるとき緊急はこれを不作為とする。

また、公用負担を命ずる権限を行使する場合は、原則として次の公用負担命令権限書目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡ししてこれをなすものとする。

公用負担命令権限設置

期氏名

年 月 日

消防市長

④

上記の者に、消防市の区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証する。

公用負担命令書

目的物 種別 員数

負担の内容 使用 期間 処分等

年 月 日

消防市長

取扱者氏名

様

第3節 公用負担命令書

水防法第28条の規定に基づき公用負担を命ずる権限を行使するときは、消防法第28条第1項の規定に基づき、命令書各目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡ししてこれをなすものとする。

公用負担命令書

種別

員数

使用 期間 処分等

年 月 日

消防市長

取扱者氏名

様

第4節 報告

前記による公用負担命令を命ずる権限行使した場合は、その責任者より次の事項を消防本部に報告しなければならない。

- (1) 目的物、種別、員数
- (2) 所有者又は管理者の住所氏名
- (3) 行使年月日

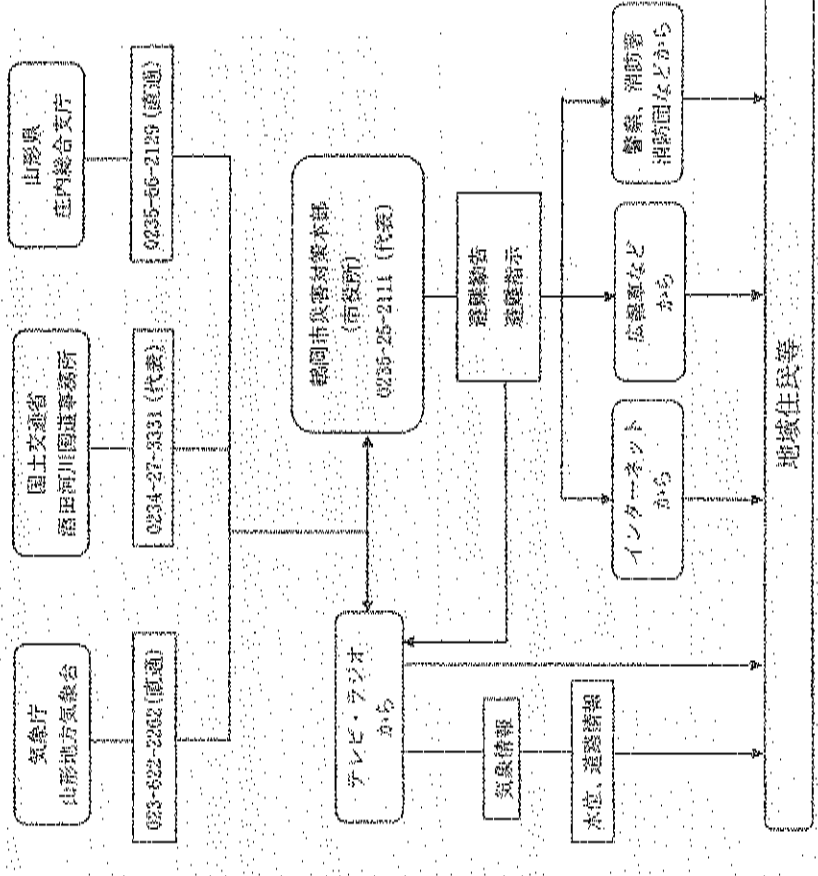
第5節 損失補償

水防管理団等は、本法の公用負担権限の行使によって損失を受けたときは、時限によりその損失を補償しなければならない。

第13章 浸水想定区域における避難所のための措置

第1節 洪水予報等の伝達

情報伝達経路一 浸水想定区域外における円滑かつ迅速な避難を確保する措置としての洪水予報
 及び避難避難本位到達情報の伝達方法については、下記の標準伝達経路図のとおりとする。



第2節 避難場所及び災害時要援護者施設

浸水想定区域ごとの避難場所、及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者が利用する施設は、算定表に示す。

第12章 避難情報の提供

第1節 避難のための立ち退きの指示

- 1 避難の指示
 水防管理者は、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき緊急は、危険区域におき各々の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。
 警察署長への通知
- 2 水防管理者は、立ち退きを指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。(法第29条)

第2節 避難所の開設及び場所

- 1 避難所の開設
 水防管理者は、大雨・洪水警報等が発令された場合、若しくは突発的な災害が発生した場合において、人命に危険が予想され避難の必要があると認められる地域において、速やかに避難所を開設し、避難者の受入体制に万全を期さなければならない。
- 2 避難所の場所
 避難場所は、鶴岡市洪水ハザードマップ等に記載された予め指定された避難所、又は、状況により指定された以外の公共施設も使用するものとする。

第3節 避難の周知徹底

- 1 避難の周知
 水防管理者は、避難の勧告や指示を早急空守る場合には、避難をする理由、避難先、避難経路及び避難上の注意事項を住民に周知徹底させ、避難の円滑化を図るものとする。
- 2 避難周知の方法
 水防管理者は、避難の勧告や指示を発令する場合は、防災行政無線、ケーブリングなど、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車、口頭その他の方法により速やかに伝達するものとする。

第4節 洪水ハザードマップ作成の推進

市は、地域の水害に被害を及ぼす危険度の周知及び、災害時に住民が自ら迅速かつ安全に避難行動を行うことができるように、河川の浸水想定区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、必要な情報提供の推進を図るものとする。

第3節 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置

1. 災害時要援護者施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
 本防法第15条第1項の規定に基づき、地域防災計画に基いた、災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難手段その他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市に報告し公表するものとする。
2. 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等
 本防法第15条第1項の規定に基づき、地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場の浸水時の浸水防止を図るために必要な避難手段の確保に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市に報告し公表するものとする。また、浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛消防組織を置くように努めるものとする。
3. 浸水想定区域の避難施設
 市は、浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水ハザードマップ等の配布などの措置を講じなければならない。

避難施設等…浸水想定区域中における要援護者等の避難のための避難施設を確保する措置を講ずることとする。

避難施設…浸水想定区域中における市立要援護者施設等の避難施設

避難施設等	施設名	所在地	延床面積
第一学区	新島第一小学校	新島町子一	2,814㎡
	新島第二中学校	新島町子二	2,723㎡
	新島第三中学校	新島町子三	2,723㎡
	新島第四中学校	新島町子四	2,723㎡
	新島第五中学校	新島町子五	2,723㎡
	新島第六中学校	新島町子六	2,723㎡
	新島第七中学校	新島町子七	2,723㎡
	新島第八中学校	新島町子八	2,723㎡
	新島第九中学校	新島町子九	2,723㎡
	新島第十中学校	新島町子十	2,723㎡
第二学区	新島第十一中学校	新島町子十一	2,723㎡
	新島第十二中学校	新島町子十二	2,723㎡
	新島第十三中学校	新島町子十三	2,723㎡
	新島第十四中学校	新島町子十四	2,723㎡
	新島第十五中学校	新島町子十五	2,723㎡
	新島第十六中学校	新島町子十六	2,723㎡
	新島第十七中学校	新島町子十七	2,723㎡
	新島第十八中学校	新島町子十八	2,723㎡
	新島第十九中学校	新島町子十九	2,723㎡
	新島第二十中学校	新島町子二十	2,723㎡

避難施設等	施設名	所在地	延床面積
第一学区	新島第一小学校	新島町子一	2,814㎡
	新島第二中学校	新島町子二	2,723㎡
	新島第三中学校	新島町子三	2,723㎡
	新島第四中学校	新島町子四	2,723㎡
	新島第五中学校	新島町子五	2,723㎡
	新島第六中学校	新島町子六	2,723㎡
	新島第七中学校	新島町子七	2,723㎡
	新島第八中学校	新島町子八	2,723㎡
	新島第九中学校	新島町子九	2,723㎡
	新島第十中学校	新島町子十	2,723㎡
第二学区	新島第十一中学校	新島町子十一	2,723㎡
	新島第十二中学校	新島町子十二	2,723㎡
	新島第十三中学校	新島町子十三	2,723㎡
	新島第十四中学校	新島町子十四	2,723㎡
	新島第十五中学校	新島町子十五	2,723㎡
	新島第十六中学校	新島町子十六	2,723㎡
	新島第十七中学校	新島町子十七	2,723㎡
	新島第十八中学校	新島町子十八	2,723㎡
	新島第十九中学校	新島町子十九	2,723㎡
	新島第二十中学校	新島町子二十	2,723㎡

第二学区避難施設等(新島町子一～新島町子二十)

避難施設等	施設名	所在地	延床面積
第一学区	新島第一小学校	新島町子一	2,814㎡
	新島第二中学校	新島町子二	2,723㎡
	新島第三中学校	新島町子三	2,723㎡
	新島第四中学校	新島町子四	2,723㎡
	新島第五中学校	新島町子五	2,723㎡
	新島第六中学校	新島町子六	2,723㎡
	新島第七中学校	新島町子七	2,723㎡
	新島第八中学校	新島町子八	2,723㎡
	新島第九中学校	新島町子九	2,723㎡
	新島第十中学校	新島町子十	2,723㎡
第二学区	新島第十一中学校	新島町子十一	2,723㎡
	新島第十二中学校	新島町子十二	2,723㎡
	新島第十三中学校	新島町子十三	2,723㎡
	新島第十四中学校	新島町子十四	2,723㎡
	新島第十五中学校	新島町子十五	2,723㎡
	新島第十六中学校	新島町子十六	2,723㎡
	新島第十七中学校	新島町子十七	2,723㎡
	新島第十八中学校	新島町子十八	2,723㎡
	新島第十九中学校	新島町子十九	2,723㎡
	新島第二十中学校	新島町子二十	2,723㎡

第1節 重要水防箇所評定基準

1. 河川防線

種別	重要度		要注意区間
	最も重要な区間(A)	次に重要な区間(B)	
堤防高	既往洪水高(年1~2回程度)に対し、堤防高が低く余裕高が小さいため、既述は危険の要があり、最も危険な箇所	既往洪水高(年1~2回程度)に対し、余裕高が小さくはるばるの要があり、危険な箇所	要注意区間
堤防断面	堤防断面が上下流に比し、概ね2/3以下であり、既往洪水高に比し、断面が狭く余裕高が小さいため、危険な箇所	堤防断面が上下流に比し、既往洪水高に比し、断面が狭く余裕高が小さいため、危険な箇所	
法面傾斜	過去に堤防断面が削れたことがあり、またその対策が十分でない箇所	過去に堤防断面が削れたことのないが、破綻の恐れがある箇所	
漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が十分でない箇所	漏水の履歴はないが、破綻の恐れがある箇所	
築部	水防部にある堤防の高さが、その西側の堤防より低い箇所	水防部にある堤防の高さが、その西側の堤防より低い箇所	
水先	築部が堤防の端部で、橋脚・橋脚等が危険を受け、危険が予想される箇所	築部が堤防の端部で、橋脚・橋脚等が危険を受け、危険が予想される箇所	
工作物	河川管理施設等緊急対策基準に基づき改修が必要なもの、橋脚、橋脚等の工作物の危険な箇所	河川管理施設等緊急対策基準に基づき改修が必要なもの、橋脚、橋脚等の工作物の危険な箇所	
堤	過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	
堤堤脚(堤防の基礎部)		過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	
田川		過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	

種別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間(A)	水防上重要な区間(B)	
堤防高(深下能力)	既往洪水高(高潮区間の堤防にあっては計画高水位)が現況の堤防高を超える箇所	既往洪水高(高潮区間の堤防にあっては計画高水位)が現況の堤防高との差が堤防の計画高水位に満たない箇所	要注意区間
堤防断面	既往洪水高(高潮区間の堤防にあっては計画高水位)が現況の堤防高を超える箇所の天端幅が、それぞれ2分の1以上確保されていない箇所	既往洪水高(高潮区間の堤防にあっては計画高水位)が現況の堤防高を超える箇所の天端幅が、それぞれ2分の1以上確保されていない箇所	
法面傾斜	法面傾斜は、すべりの要があるが、その対策が未施工の箇所	法面傾斜は、すべりの要があるが、その対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	
築部	水防部にある堤防の河床が、その西側の河床より低い箇所	水防部にある堤防の河床が、その西側の河床より低い箇所	
水先	築部が堤防の端部で、橋脚・橋脚等の工作物の危険な箇所	築部が堤防の端部で、橋脚・橋脚等の工作物の危険な箇所	
工作物	河川管理施設等緊急対策基準に基づき改修が必要なもの、橋脚、橋脚等の工作物の危険な箇所	河川管理施設等緊急対策基準に基づき改修が必要なもの、橋脚、橋脚等の工作物の危険な箇所	
堤	過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	
堤堤脚(堤防の基礎部)		過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	
田川		過去により、社会的・経済的に大きな被害が予想される箇所(周辺の保全対象が主として人畜等である場合)	

第二六選区選場所 (収容選区選場所)		施設番号	
避難が必要な地区	施設名	所在地	
長沼・八条品 (藤島川・京田川)	長沼小学校	長沼字意前163	64-2156
	長沼公民館	長沼字意前40-1	64-2157
	八条品公民館	八条品字西野102	64-2131
旗前 (旗前川)	旗前小学校	旗前字中島敷1	64-2100
	旗前公民館	旗前字中島敷28	64-2130
	旗前公民館	旗前町荒川字中島敷11-1	64-2103

(5) 羽黒地区における赤川、藤島川及び黒瀬川浸水想定区域の避難場所

第二六選区選場所 (収容選区選場所)		施設番号	
避難が必要な地区	施設名	所在地	
区 瀬 (赤川)	羽黒第三小学校	羽黒町後田字下田59	62-2106
	黒瀬地区公民館	羽黒町後田字下田59-2	62-2107
	羽黒西郷公民館	羽黒町西郷字向原57	62-2125
	金谷公民館	羽黒町後田字谷地敷168	62-2155
	成瀬公民館	羽黒町後田字谷地敷166-1	62-2154
	羽黒公民館	羽黒町後田字前田57-2	62-2152
	羽黒公民館	羽黒町後田字谷地敷68	62-2153
	羽黒公民館	羽黒町後田字谷地敷20-1	62-2150
	羽黒公民館	羽黒町後田字高野28-1	62-2100
	羽黒第二小学校	羽黒町後田字高野24	62-2148
区 瀬 (黒瀬川)	羽黒公民館	羽黒町後田字谷地敷164-1	62-2151
	羽黒公民館	羽黒町後田字白土56-1	62-2124
	黒瀬地区公民館	羽黒町後田字下田55-1	62-2122
	羽黒第三小学校	羽黒町後田字下田59	62-2105
区 瀬 (京田川(今野川))	黒地区公民館	羽黒町黒川字谷地敷11-1	62-2103
	羽黒中学校	羽黒町黒川字草葉28-1	62-2100
	羽黒体育センター	羽黒町黒川字新田57-2	62-2111
	羽黒第二小学校	羽黒町黒川字花沢4	62-2104
区 瀬 (藤島川)	いすゞ保育園	羽黒町西野字山王55-11	62-2152

(6) 旗前地区、朝日地区における赤川、青龍寺川、内川及び水無川浸水想定区域の避難場所

第二六選区選場所 (収容選区選場所)		施設番号	
避難が必要な地区	施設名	所在地	
旗前 (旗前川)	旗前小学校	黒川字下田家	64-2105
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154

第二六選区選場所 (収容選区選場所)		施設番号	
避難が必要な地区	施設名	所在地	
旗前 (旗前川)	旗前第三小学校	黒川字下田家	64-2105
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
旗前 (赤川・内川・青龍寺川・水無川)	旗前第三小学校	黒川字下田家	64-2105
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
旗前 (赤川)	旗前第三小学校	黒川字下田家	64-2105
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154
	旗前公民館	黒川字下田家	64-2154

1. 避難場所

浸水想定区域域内における居住者等の出滞かつ迅速な避難を確保する観点から、以下の避難場所

避難が必要な地区		第一水防圏域における赤川浸水想定区域の避難場所	
施設名	所在地	電話番号	
朝陽第一小学校	文通町 2-1	22-0441	
鶴岡第三中学校	城南町 25-1	22-2793	
第一学区ミニ防災センター	文通町 1-63	25-1615	
小真木原総合体育館	小真木原町 2-1	25-8131	
朝陽武道館	小真木原町 2-1	25-1346	
鶴岡工業高等学校	家守新町 8-1	22-5805	
朝陽第二小学校	東原町 25-1	22-7755	
鶴岡第三中学校	徳商町 25-1	22-2793	
鶴岡南高等学校	若葉町 25-31	22-0661	
第二学区ミニ防災センター	昭和町 11-22	24-8032	
朝陽第三小学校	新形町 17-24	22-6318	
鶴岡北高等学校	若葉町 15-23	22-2262	
鶴岡工業高等学校	家守新町 8-1	22-5805	
勉強委員会	象町 8-27	25-2539	
第三学区ミニ防災センター	象町 5-30	24-2212	
鶴岡中央高等学校	大宝寺字日本国 410	25-3723	
鶴岡高等学校共用体育館	新形町 16-20	22-8805	竣工
鶴岡養護学校	大塚町 5-44	24-5859	
朝陽第四小学校	徳光町 9-20	22-6343	
小真木原総合体育館	小真木原町 2-1	25-8131	
鶴岡第四中学校	小真木原町 2-1	24-7230	
第四学区ミニ防災センター	徳生一丁目 10-80	24-4789	
鶴岡第二中学校	宝田二丁目 9-34	22-6323	
鶴岡中央高等学校	大宝寺字日本国 410	25-3723	
空母体育館	空母平島 50-50	24-5754	
朝陽第六小学校	徳川町 9-70	24-2290	
鶴岡養護学校	大塚町 5-44	24-5859	
鶴岡第一中学校	徳田町 1-62	22-0530	
第六学区ミニ防災センター	六つり町 22-28	22-5346	
森小学校	我老林字野中川原 51	22-1566	
黄金小学校	黄金寺字北西 48	22-5742	
京田小学校	高田字下村 104	22-6453	
京田ミニ防災センター	高田字下村 336-1	22-6762	
栄地区	栄小学校	29-2297	

(2) 鶴岡地域における大田川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区		第一水防圏域における大田川浸水想定区域の避難場所	
施設名	所在地	電話番号	
田川小学校	田川字高田 9	35-2392	
田川ミニ防災センター	田川字中川原 6-1	35-2003	
上郷小学校	上郷字山崎 6-1 丁目 23-3	35-2641	
大泉地区	赤坂字赤坂 25-2 丁目 40-1	35-2681	
	白山字西野 148	22-6794	
	矢野字上矢野 258	22-6798	
大田地区	大田二丁目 20-1	33-2570	
	鶴岡第五中学校	33-2222	
	大田ミニ防災センター	33-2218	
京田地区	高田字下村 104	22-6762	
	高田字下村 336-1	22-6762	
栄地区	鶴岡字若松 51-1	29-2292	
	鶴岡字若松 95-1	29-2195	
西部地区	下川字渡渡 100	76-2307	
	下川字輪花 64-1	76-2301	

(3) 鶴岡地域における三輪川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区		第一水防圏域における三輪川浸水想定区域の避難場所	
施設名	所在地	電話番号	
三輪小学校	三輪字高田 98-1	79-2012	
三輪中学校	三輪字榎町 33-2	79-2028	
三輪ミニ防災センター	三輪字高田 138-8	79-2001	

(4) 鶴岡地域における赤川、磯島川及び黒瀬川浸水想定区域の避難場所

避難が必要な地区		第一水防圏域における赤川、磯島川及び黒瀬川浸水想定区域の避難場所	
施設名	所在地	電話番号	
磯島町内会	上磯島字高田 2-2		
磯島小学校	磯の花二丁目 1-1	64-2158	
磯島中学校	磯島字高田 4	64-2154	
磯島公民館	磯島字高田 73	64-2162	
磯島体育館	磯の花一丁目 1-1	64-2143	
磯島ふれあいセンター	磯島字古瀬 51-1	64-2159	
東栄小学校	川尻字町上 15-1	64-2159	
東栄公民館	鶴岡字水尻 250-1	64-2123	
磯川養護センター	磯川字磯川 62-1	64-2544	

2 沿岸関係

危険度評価基準

山形県

種別	危険度	
	最も重要な区域(A)	次に重要な区域(B)
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後側に公共施設及び人家が接している地区	堤防高は計画堤防高であるが背後側に人家が多く特に注意を要する地区
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はそのおそれが多分あるもの	従来漏水の実績があり、これに対して増強が図られた実績があるもの
水筒箇所	堤防が破損しているもの又は堤防の突縁があるもの	突縁が不健全と考えられるもの
流 痕	堤脚又は護岸の根固が流離しているもの 崩落等が顕著して危険が予想される場合	堤脚前面が流離の危険がある場合
堤体の強度	施工してから年数が経ち全体的に破損又は築法に大きな欠陥の実績のあるもの	施工してから年数が経ち過酷に使用があるもの

【資料編】

第2節 重要水防施設

重要水防施設は、資料編に示す。

連絡が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第二学区	キッズワールドおゆみ	本町一丁目3-43	64-0872
	アイサードレスセンター しんががいの	桑町5-70	23-7640
	けやきのの社	桑町6-50	25-9496
	アイサードレスセンター安心	山王町14-21	29-0030
	山王中央クリニック	山王町14-15	25-3771
	ニチイケアセンター鶴岡	岩瀬町23-38	22-0083
	サテライト老健ちわら	岩瀬字草原町21-1	25-5000
	手作りクッキングおからや	岩瀬町15-5	25-3460
	菜しい家	家中新町2-39	24-2637
	まちなな	家中新町3-10	25-6429
第三学区	たんぼ	若菜町23-2	22-3846
	グループホームつばの里	上郷町9-33	22-7011
	仲の里	家中新町2-39	23-4077
	之が岩ホーム「つばの里」	栗新堂町10-40	25-2713
	まぶおホーム「まなこ」	栗新堂町10-40	070-5960-1740
	新形保育園	新形町2-35	25-2568
	形の子保育園	馬場町6-40	24-0060
	ゆうあいプラザ別荘	彦中町13-50	24-5610
	アイサードレスセンター鶴岡	栗原町6-40	26-2681
	池の春園	栗原町4-49	25-3881
第四学区	池妻園シヨートステイ	栗原町4-30	25-2581
	アミニティハウスひまわり	栗原一丁目3-5	25-3143
	養生ホーム「つばの里」	本町三丁目1-11	23-4282
	質屋佐々所	栗原町31-14	25-5910
	梅部保育園	栗原町13-33	22-0827
	あかり	小真木町10-17	29-8303
	アイサードレスセンター (身障者支援センター) よつ	本町三丁目2-4(5)	24-4282 24-4283
	市内教会保育園	本町三丁目5-36	25-7070
	アイサードレスセンター ひまわり	栗原一丁目3-45	64-0604

連絡が必要な地区	災害時要援護者施設		電話番号
	施設名	所在地	
第一学区	グループホームひまわり	栗原一丁目3-5	25-5910
	質屋佐々所	栗原町31-14	25-5910
	文が岩ホーム「つばの里」	本町三丁目2-5	23-4282
	どんぐりC.H.C.H	栗原一丁目3-11-5	22-3192
	道形保育園	道形町20-52	22-6341
	つばの里	水窪寺町3-35	22-6066
	まちなな	岩瀬町15-5	24-7283
	あおぼ	宝匠16-50	23-1502
	梅の里	宝匠1-5	24-7283
	松原保育園	宝匠18-50	24-1501
第五学区	子育て広場「まなこ」	栗原町15-3	24-5632
	栗原市立看護専門学校	栗原町15-3	24-5632
	多機能型事業所ひまわり	大栗井日本園403-1	29-0570
	まちなな	栗原町15-3	64-3201
	まちなな	大宝寺町3-35	24-3067
	皮肉力障害者福祉会鶴岡支店	栗原町15-3	22-2031
	米の里	大栗町28-40-E	26-3340
	孝人デイサービスセンター	西新町14-28	23-0370
	ニチイケアセンター	栗原町1-15	23-0302
	サンマリナーハウスひまわり	みどり町22-7-2	29-1862
第六学区	アイサードレスセンターひまわり	みどり町22-40	33-8731
	やまびこ	新南町9-33	25-2801
	あまのぼ	西新町21-5	23-7625
	つばの里の家	栗原町26-1	25-7729
	まちなな	みどり町22-43	33-6829
	みどり	新南町17-32	25-4776
	どろり	新南町17-32	25-4776
	鶴岡保育園	新南町13-51	23-5610
	美咲保育園	栗原町32-6	23-3331
	栗原市の森保育園	栗原町26-5	24-5532
栗原市立看護専門学校	栗原町32-6	25-8960	
栗原市立看護専門学校	栗原町32-6	29-7066	

計画区	河川名	距離線	地名	地名 種類	種別	堤防 (m)			新堤・堤 防・旧 川跡	工事名	取水権	水位 (m)	根拠水分団
						A	B	平均					
89	赤川	20.2-75 ~ 21.0	我妻林	左	堤防高	800	800	370		積土のり等	羽黒橋	3.00	鶴岡第1方面隊 第4分団
90	"	21.2-80 ~ 21.8	我妻林	左	法橋れ すくり	370	370						"
91	"	23.4-50	黒川橋		工作物			1				3.00	鶴岡方面隊 第4分団
92	"	26.0-170 ~ 26.2+20	黒川	右	田川跡								鶴岡方面隊 第3分団
93	"	26.4+110 ~ 26.4+160	黒川	左	田川跡								鶴岡方面隊 第3分団
94	"	26.6-20 ~ 26.6+50	黒川	左	田川跡								鶴岡方面隊 第3分団
95	"	27.6+50 ~ 27.6+90	黒川	右	田川跡								鶴岡方面隊 第3分団
96	"	28.6+80 ~ 28.6+10	黒川	左	田川跡								鶴岡方面隊 第4分団

計画区	河川名	距離線	地名	地名 種類	種別	堤防 (m)			新堤・堤 防・旧 川跡	工事名	取水権	水位 (m)	根拠水分団
						A	B	平均					
80	赤川	14.2 ~ 14.4+50	片下	左	法橋れ すくり	140	0					2.00	鶴岡第1方面隊 第3分団
81	"	14.6+310 ~ 16.2+80	道形	左	田川跡			1,200					"
82	"	16.0 ~ 16.2+95	道形	左	法橋れ すくり	220	0						"
83	"	16.0 ~ 16.4+35	道形	左	橋水	220	0			築段工 月の橋工			"
84	"	16.5 ~ 17.0+100	大壩寺	左	法橋れ すくり	580	0						"
85	"	16.5 ~ 17.0+100	大壩寺	左	橋水	580	0			築段工 月の橋工			"
86	"	17.0+60 ~ 17.0+60	大壩寺	右	田川跡			80					"
87	"	17.5 ~ 17.4+70	大壩寺	左	橋水	200	200			築段工 月の橋工			"
88	"	18.0+20 ~ 18.0+80	大壩寺	左	田川跡			40					"

河川名	距離標	地名	左右	種別	堤防 (m)			工事物	新堤・旧堤	対岸水防	工事名	取水機	水位	担当水防分団
					A	B	0							
赤川	28.8+150	熊出	左	旧川跡			40			熊出		3.00	朝日方面隊	
"	29.4+80	熊出	右	法勝丸	330	330				米流し		"	"	
"	29.8+210	熊出	左	旧川跡			120			少一十遊り		"	"	
99	29.4+130	"	左	旧川跡			120					"	"	
106	19.0 17.2+100	助川、大平、田、地	右	堤防高	5.180	5.180				横土のう等	羽黒橋	3.00	三川	
108	14.6+140 18.2+150	大平田	右	旧川跡			596					"	"	
110	16.4+140 16.2+140	大平田	右	旧川跡			670					"	"	
111	16.4+80 16.5+110	大平田 地蔵俣	右	瀬工水	2,160	1,410				瀬工水 月の輪工	"	"	深島方面隊第5分団	
112	19.4 ~22.0+50	松原	右	法勝丸	950	950					羽黒橋	3.00	朝日方面隊第4分団	
113	19.4 ~22.0+50	松原	右	瀬工水	990	990				瀬工水 月の輪工	"	"	"	
114	20.0+70 21.0+40	松原	右	旧川跡			1,150				羽黒橋	3.00	朝日方面隊第1分団	
116	20.4+75 ~21.4+40	松原	右	瀬工水	1,070	0				瀬工水 月の輪工	"	"	朝日方面隊第1分団	
119	20.4+76 ~22.0+70	松原	右	法勝丸	1,590	1,590					"	"	"	
117	21.4+70 23.4+30	熊出	右	旧川跡			970				"	"	朝日方面隊第4分団	
118	22.6+50 22.6+170	"	右	"			120				"	"	"	
119	22.8+70 23.6+30	熊出	右	旧川跡			150				"	"	"	
120	23.4+150 ~23.4+80	熊出	右	旧川跡			250				熊出	"	朝日方面隊第3分団	
121	29.4+30 ~29.4+90	赤川	右	旧川跡			50				"	"	"	
124	0.0~2.0	内川	左	堤防高	2,000	2,000				横土のう	羽黒橋	3.00	朝日方面隊第2分団	

河川名	距離標	地名	左右	種別	堤防 (m)			工事物	新堤・旧堤	対岸水防	工事名	取水機	水位	担当水防分団
					A	B	0							
赤川	28.8+150	熊出	左	旧川跡			40			熊出		3.00	朝日方面隊	
97	29.0 29.4+80	熊出	左	旧川跡						米流し		"	"	
98	29.8+210 ~29.8+40	熊出	左	旧川跡			120			少一十遊り		"	"	
99	29.4+130 ~29.8+40	"	左	旧川跡			120					"	"	
106	19.0 17.2+100	助川、大平、田、地	右	堤防高	5.180	5.180				横土のう等	羽黒橋	3.00	三川	
108	14.6+140 18.2+150	大平田	右	旧川跡			596					"	"	
110	16.4+140 16.2+140	大平田	右	旧川跡			670					"	"	
111	16.4+80 16.5+110	大平田 地蔵俣	右	瀬工水	2,160	1,410				瀬工水 月の輪工	"	"	深島方面隊第5分団	
112	19.4 ~22.0+50	松原	右	法勝丸	950	950					羽黒橋	3.00	朝日方面隊第4分団	
113	19.4 ~22.0+50	松原	右	瀬工水	990	990				瀬工水 月の輪工	"	"	"	

計画区	河川名	距離	地名	左岸 岸別	種別	堤防延長 (m)			新堤・築堤 延長・旧 堤防・旧 川跡	工事名	積土水防 工事名	築堤標準水位	
						A	B	合計				標準 水位 (m)	設計 水位 (m)
1	京田川	左	繁田字伊波郷	23.5~23.8	堤防高	B	300		積土のう	三和	3.40	堤防方面隊第3分団	
2	"	左	間松字土用野	22.4~23.0	堤防高	B	600		積土のう	三和	2.40	"	
3	"	左	三和	22.0~23.4	堤防高	A	1,400		積土のう	三和	2.40	藤島方面隊第2分団	
5	藤島川	左	間松町依田字 谷地田	2.3~4.8	堤防高	A	4,200		積土のう	藤島川	1.70	羽黒方面隊第1分団	
17	藤島川	左	羽黒町荒川	14.8~16.0	法成土 すべり	B	1,500		積土のう	藤島	3.00	羽黒方面隊第3分団	
18	"	左	柳久郷	12.7~13.9	堤防高	A	1,200		積土のう	藤島	3.00	藤島方面隊第3分団	
19	"	左	羽黒町市野山	16.0~17.3	法成土 すべり	B	1,300		積土のう	藤島	3.00	羽黒方面隊第3分団	
20	"	左	羽黒町文口	17.9~18.6	法成土 すべり	B	700		積土のう	藤島	3.00	"	
21	"	左	羽黒町下川代	19.2~19.7	法成土 すべり	B	500		積土のう	藤島	3.00	"	
22	赤川	右	下名川字赤音	0.5~0.9	堤防高	B	300		積土のう	朝日 堤防	3.70	朝日方面隊第3分団	
23	青龍 寺川	左	鶴野沢字畑田	2.0~2.4	堤防高 洗掘	A	400		積土のう	高坂	1.40	鶴野第4方面隊第1分団	

(2) 堤管理河川

(山形県水防計画より抜粋)

注意1：重要度 (A又はB) の堤防延長の上段は、各評定種別延長の合計値
 注意2：重要度 (A又はB) の堤防延長の下段は、重要度を考慮した総合評定延長

計画区	河川名	距離	地名	左岸 岸別	種別	堤防延長 (m)			新堤・築堤 延長・旧 堤防・旧 川跡	工事名	積土水防 工事名	築堤標準水位	
						A	B	合計				標準 水位 (m)	設計 水位 (m)
125	赤川	内川橋			工作物		1					3.00	鶴野第1方面隊 第2分団
126	"	内川		右	堤防高	110					積土のう等	3.00	"
127	"	内川		右	堤防高	820					積土のう等	3.00	"
128	"	内川		右	堤防高	970					積土のう等	3.00	"
129	"	内川		右	堤防 崩削	820						3.00	鶴野第1方面隊 第3分団
130	"	内川		右	堰水	1,040	0				参役工 月の輪工	3.00	"

